

令和6年10月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アクロスプラザ高陽

所在地 広島市安佐北区深川五丁目1710番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙のとおり。

（変更後）別紙のとおり。

4 変更年月日

別紙のとおり。

5 届出年月日

令和6年9月26日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年10月2日から令和7年2月2日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和7年2月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

小売業者一覧

(変更前)

No.	氏名(名称)	法人の場合 代表者氏名	住所	備考
1	株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤結蔵	名古屋市中区富士見町 8番8号	
2	株式会社しまむら	代表取締役 鈴木誠	埼玉県さいたま市大宮 区北袋町一丁目602 番1号	
3	株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマ シー西日本	代表取締役 村上正一	広島市西区井口明神一 丁目1番10号	
4	株式会社ユアーズ	代表取締役 松本淳	広島市東区二葉の里三 丁目3番1号	
5	日本ファイバー株式会 社	代表取締役 川野達朗	福岡県大川市大字三丸 1489番地1	
6	株式会社大創産業	代表取締役 矢野靖二	広島県東広島市西条吉 行東一丁目4番14号	

(変更後)

No.	氏名(名称)	法人の場合 代表者氏名	住所	備考
1	株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤結蔵	名古屋市中区富士見町 8番8号	
2	株式会社しまむら	代表取締役 鈴木誠	埼玉県さいたま市大宮 区北袋町一丁目602 番1号	
3	株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマ シー西日本	代表取締役 村上正一	広島市西区井口明神一 丁目1番10号	
4	株式会社ユアーズ	代表取締役 根石紀雄	広島市東区二葉の里三 丁目3番1号	代表者の氏名変更 (令和6年5月23日)
5	日本ファイバー株式会 社	代表取締役 川野達朗	福岡県大川市大字三丸 1489番地1	
6	株式会社大創産業	代表取締役 矢野靖二	広島県東広島市西条吉 行東一丁目4番14号	